



教育長メッセージ



学校は子どもたち一人ひとりが安心して学び、成長できるよう、日々様々な工夫を凝らしながら、特色ある教育活動に取り組んでいます。特に大切にしているのは、保護者や地域の皆さんと連携し、子どもたちが安心して過ごせる心の居場所をつくることです。

子どもたちは多様な個性を持ち、それぞれ異なる考え方や感じ方をしています。全ての子どもたちが自他を思いやり、自分らしくいられるために、互いの違いを認め合い、多様な個性を尊重しながら関わる事が必要です。また、子どもたちを温かく見守り、取り巻く環境と関わり方を調整することで子どもたちが持っている力を発揮できるよう支えていくことも、大人の大切な役割です。

本市では、5月、11月を「いじめ防止強化月間」と位置づけ、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止および早期発見・早期対応に取り組んでいます。子どもたちの関わりの中で、相手の立場を考え、思いやりのある行動を育てていくことが求められています。

保護者の皆さまにおかれましても、日頃からお子さまとの会話やあいさつを大切にし、小さな変化にも気づいていただくことが、安心できる環境づくりにつながります。学校と家庭、地域が力を合わせ、子どもたち一人ひとりが安心して過ごせる環境を共に築いていきましょう。



令和8年4月吉日

相模原市教育委員会 教育長 細川恵

ほごしゃ みなさまがた
保護者の皆様方へ

ほうしきょうかげっかん
いじめ防止強化月間リーフレット
がっ

5・11月は

ほうしきょうかげっかん
「いじめ防止強化月間」

こ みと
「子どもを認める・



あたた みまも
温かく見守る さがみはら」

Go to multilingual
多言語版へ
version
移動

した
下のボタンで、
がいとう いてう
該当ページに移動します

1. はじめに

2. 「いじめ」の定義ていぎ しを知っていますか？

3. 「いじめ」をしない、されないために

4. 大人おとなが気きをつけたいこと

5. 子どものサインこをチェック

6. 相談窓口そうだんまどぐちの紹介しょうかい

さがみはらしきょういくいいんかい
相模原市教育委員会

がっこうきょういくか
学校教育課

5月

はじめに

さがみはらし がつ がつ
相模原市では、5月・11月を

ぼうしきょうかげっかん いち
「いじめ防止強化月間」と位置づけ、

かてい がっこう ちいき きょうせい いったい
家庭・学校・地域・行政が一体となって

ぼうし とりくみ すす
いじめ防止の取組を進めます。

こ たが ちが き
子どもたちが互いの違いに気づき、

みと あ きも す
認め合い、気持ちよく過ごせるようにする

まわ おとな せっきょくてき
ためには、周りにいる大人が、積極的に

こ みと あたた ことば
子どもたちを認め、温かな言葉をかけ、

こ はっ きづ
子どもの発するサインに気付くことが

たいせつ
大切です。

ひ つづ かてい あたた こえ
引き続き、ご家庭での温かな声かけ、

みまも ねが
見守りをお願いいたします。



「いじめ」の定義を 知っていますか？

ぼう りょく
暴 力



からかい



む し
無 視



ネットいじめ



わる ぐち かげ ぐち
悪 □ ・ 陰 □

いじめは、互いに児童生徒であり、一定

の人間関係がある中で、心理的または物理

的な影響を与える行為があつて、行為の対

象となった児童等が心身の苦痛を感じて

いるものを言います。

ぼう したい さくすいしんほう だい じょう
「いじめ防止対策推進法 第2条」より

「いじめ」をしない、 されないために

じ どう とう
児童等は、

おこな
いじめを行ってはならない。

ほう したい さくすいしんほう だい じょう
「いじめ防止対策推進法 第4条」より

ほ ご しゃ じ どう とう おこな
保護者は、児童等がいじめを行

し どう おこな
うことのないよう、指導を行うよ

つと
う努めるものとする。

どう だい じょう いちぶ ばっすい
「同 第9条」より一部抜粋

ほ ご しゃ がっこう こう
保護者は、学校が講ずるいじめ

ほう し とう そ ち きょうりよく つと
防止等の措置に協力するよう努め

るものとする。

どう だい じょう いちぶ ばっすい
「同 第9条」より一部抜粋

おとな き
大人が気をつけたいこと

か てい
家庭では

ふ だん
普段のコミュニケーションが

たいせつ
大切です

こ いっしょ す じかん たいせつ
○子どもと一緒に過ごす時間を大切に

しましょう。



こ はなし
○子どもの話
みみ かたむ
耳を傾けましょう。

おとな き 大人が気をつけたいこと

かてい やくわりぶんたん
○家族で役割分担をし、
こ かつやく ば
子どもの活躍の場を

つくりましょう。

さいご
そして最後には

「ありがとう、

たす
助かったよ」

ことば
などの言葉かけをし、
こ じここうていかん
子どもの自己肯定感

たか
を高めましょう。



○スマートフォン、

き とう つか かつ
ゲーム機等の使い方

とう
やSNS等のアプリを

つか じかん
使う時間について、

こ いっしょ かんが
子どもと一緒に考え、

きめ
ルールを決めましょう。



おとな き 大人が気をつけたいこと

こ で
子どもが出かけるときには、

「どこへ」、「誰と」、「何をしに」、

なんじ かえ き
「何時に帰るか」を聞き、

かえ など
帰ってきたら「おかえり」等の

ことば
言葉かけをしましょう。



たか は
アンテナを高く張り、

こ た さまざま
子どもが出す様々なサインや

こ へんか う と
子どもの変化を受け止めましょう。

- あいさつしても返事がない、表情が暗い。
がっこう はなし
- 学校の話をしなくなった。
がっこう ようす き こた
学校の様子を聞いても答えない。
- 口数が少なくなり、友だちのことを聞くと
くちかず すく とも き
怒ったりする。
おこ
- 身体の不調などで学校へ行きたがらなくなる。
からだ ふちょう がっこう い
- 友だちと一緒に遊ぶ回数が少なくなった。
とも いっしょ あそ かいすう すく
- 黙って出かけようとするが多くなった。
だま で おお
- 傘や学用品などの所持品がなくなったり
かさ がくようひん しょじひん
すぐ壊れる。
こわ
- 小遣いがすぐになくなり、使いみちの説明を
こづか つか せつめい
したがない。
- 携帯やスマホの着信音におびえる。
けいたい ちゃくしんおん

こ さ ま
お子様のこと、

こま と き ふ あ ん と き
困った時、不安な時に

そうだん あいて
相談できる相手はいますか。

こさま ようす ふあん
お子様の様子について不安なことが

がっこう せんせい
ございましたら、学校の先生や

つき そうだんまどぐち そうだん
次の相談窓口にご相談ください。

こ
◇さがみはら子どもSOSダイヤル

0120-0-78310

じかん まいにちたいおう
(24時間、毎日対応)

がっこうきょういくかじんけん・じどうせいとしどうはん

◇学校教育課人権・児童生徒指導班

042(704)8916

げつ きん しゅくじつとう のぞ
(月～金、8:30～17:15 祝日等を除く)

こ けんりそうだんしつ
◇さがみみ(さがみはら子どもの権利相談室)

0120-786-108

げつ きん しゅくじつとう のぞ
(月～金、13:00～20:00、
土、10:00～17:00、祝日等を除く)

そうだん
◇ヤングテレホン相談 0120-002-910

げつ きん しゅくじつとう のぞ
(月～金、15:30～21:00、
土、13:00～17:00 祝日等を除く)

そうだん
ヤングテレホン Eメール相談

yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp

じかんうけつけ へんしん すうじつ
(24時間受付 返信には数日かかります)

きょういくそうだんか きゅうせいしょうねんそうだん
◇教育相談課 (旧青少年相談センター)

げつ きん しゅくじつとう のぞ
(月～金、9:00～17:00、祝日等を除く)

ちゅうおうそうだんしつ
中央相談室

042(752)1658

さがみこそうだんしつ
相模湖相談室

042(682)7020

しろやまそうだんしつ
城山相談室

042(783)6188

みなみそうだんしつ
南相談室

042(749)2177